

仕組み

所得税・個人住民税の控除(軽減)が受けられる制度です。

石川県はふるさと納税の対象地方団体として総務大臣の指定を受けています。

なお、住所地が石川県内の方が石川県に寄附をした場合でも、同様に控除(軽減)が受けられますがお礼の品は贈呈しません。

税の控除(軽減)を受けるためには、次の(1)(2) いずれかの手続きが必要です。

(1) 確定申告を行う場合

県が後日お送りする「寄附金受領証明書」を添えて、税務署で所得税の確定申告をしてください。

(2) 確定申告を行わない場合(ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する)

県から後日お送りする「ワンストップ特例申請書」に必要事項を記載し、県に返送してください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

確定申告をする必要のない給与所得者の方がふるさと納税をする場合に、寄附先団体の数が年間5団体以下で、確定申告をしない場合に限り、寄附者が確定申告を行わなくても、寄附金控除を受けられる特例的な制度です。

ふるさと納税とは、実質的な負担は2,000円で自治体を寄附というかたちで応援できる制度です。(所得、世帯構成により一定の限度があります。)

モデル



夫婦・子ども2人の世帯で
年収700万円の方が

**70,000円の
寄附をした場合**

(所得税率20%
個人住民税所得割額35万円)

寄附金(ふるさと納税)
70,000円

| | | |
|---------------|-----------------|-------------------|
| 対象外 2,000円 | 所得税分 13,600円 | 個人住民税分 54,400円 |
|---------------|-----------------|-------------------|

所得税・個人住民税合わせて68,000円が控除されるため、結果として、2,000円の負担で70,000円の「ふるさと納税」をしていただくことができます。

※寄附金額のうち2,000円までは税の控除対象外です。

※控除の対象となるのは所得税と個人住民税です。